

介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

(介護予防)居宅療養管理指導

○届出が令和3年4月1日以前に県に受理された場合 → 令和3年4月から算定

○届出が令和3年4月2日～令和3年4月15日に県に受理された場合 → 令和3年5月から算定

○令和3年4月16日以降はこれまでと同様

15日以前に県に受理された場合 → 翌月から算定

16日以降に県に受理された場合 → 翌々月から算定

提出書類(令和3年度報酬改定対応)

①(別紙2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

②(別紙1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

※【 】内の様式は県ホームページからダウンロード可能です。

届 出 事 項	添 付 書 類
地域区分 【共通】	なし
中山間地域等における小規模事業所 (地域に関する状況) 【共通】	なし
中山間地域等における小規模事業所 (規模に関する状況) 【共通】	中山間地域等における事業所規模算定表 【01(暫定様式)中山間地域等における事業所規模算定表】
医療用麻薬持続注射療法加算 【共通】	なし
在宅中心静脈栄養法加算 【共通】	なし

注) 1. 新たに算定する場合のほか、要件の変更に伴い算定不可となる場合も届出が必要です。

2. 上記の添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。